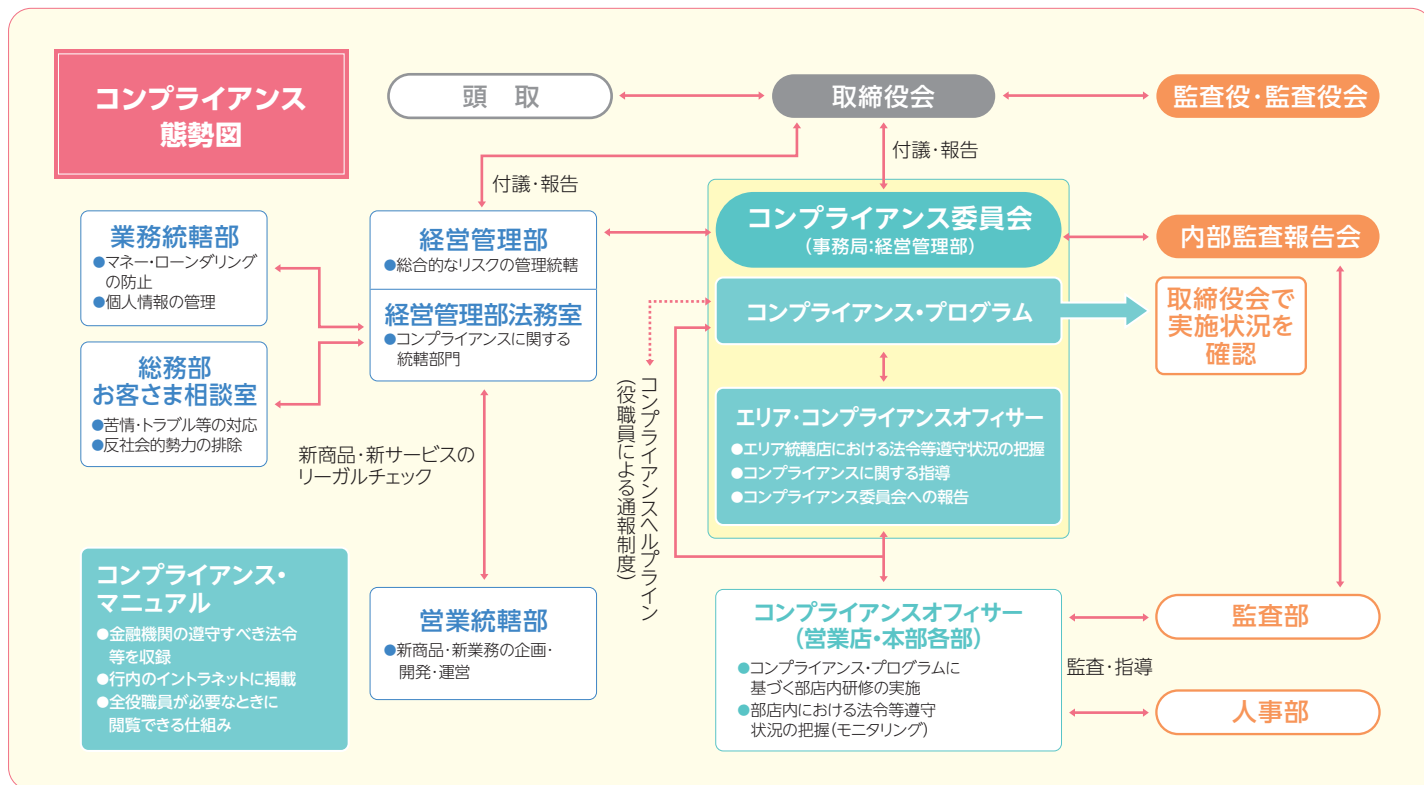


# コンプライアンスの取り組み

企業が社会的責任を果たすうえで重要なことは、法令の遵守はもちろんのこと、「倫理観」を持って行動し、誠実な企業活動を行うことです。

当行では経営管理部「法務室」を中心に、法令遵守、適正な銀行経営を継続する体制づくり、高い倫理観を持つ行員の育成に取り組んでいます。



## コンプライアンス態勢



内部統制システムの整備状況／個人情報保護／反社会勢力排除規定

経営理念である「CSR憲章」に基づき策定した「滋賀銀行の行動規範」を遵守するよう努めています。法令等遵守を徹底するために、専務取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」が中心となり、半年ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定、計画的に整備を行っています。各本店・各関連会社では、「コンプライアンスオフィサー(法令等遵守責任者)」が中心に研修を実施。本部によるモニタリングと指導を含めた、継続的な「PDCAサイクル」により定着を図っています。

## 反社会的勢力排除の取り組み

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(政府指針)」に基づき、反社会的勢力との取引排除に取り組んできました。この取り組みを一層強化するため、2010年10月に「滋賀銀行 反社会的勢力排除規定」を定めました。規定では、取引名義人が反社会的勢力に該当する場合は取引を停止・解約することを定めています。

### VOICE | コンプライアンスオフィサーの声



野洲支店 諸橋 文子

支店の職員全員がコンプライアンス・プログラムを根本から理解することのできるよう、プログラムに沿ったわかりやすい事例を組み込みながら研修しています。また、支店独自の研修テーマについては講師を指名し、誰もが研修者として関わる研修とすることで、全員が問題をより身近に感じ、関心を持って理解に前向きな姿勢が生まれるような仕組みにしています。